

横須賀市 介護報酬に係るQ&A【居住系サービス】

(令和5年7月4日 介護保険課給付係)

No.	種別	分類	質問	回答
1	短期入所	加算	緊急短期入所受入加算について、突発的なショートステイ利用日までに、サービス担当者会議を開催して居宅サービス計画に当該ショートステイの利用を位置付けることができている場合、緊急短期入所受入加算は算定できるか。	緊急短期入所受入加算は、緊急利用者(介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者)を受け入れたときに算定できる。したがって設問の場合は、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されているため、算定できない。
2	短期入所	加算	上記の場合、夜勤職員配置加算は算定できるか。	算定できる。
3	短期入所	加算	緊急短期入所受入加算について、緊急で特養のショートステイに7日間入ったあとで、それ以降の延長も可能だったが本人のリハビリ希望もあり、老健のショートステイに移動した。この場合、老健でも緊急短期入所受入加算が算定できるか。	できない。当該加算は利用者の状態や家族等の事情により、ケアプランで計画的に行うこととなっていない場合であって、ケアマネジャーが緊急にショートステイを利用する必要があると認められた者を受け入れた場合に算定するものである。質問の場合、特養のショートステイ受入れ時点で適切な方策を立て、次の老健の利用が検討されたものであると考えられ、加算は算定できない。なお、本件においては、本人がリハビリによる在宅復帰を目指していたことから、短期入所療養介護での受け入れではなく、老健入所として取り扱うことが望ましい。
4	短期入所	加算	同一事業所に同日で入退所した場合、本体報酬は1日分しかとれないが、送迎加算は2回分算定可能か。 例:退所して一度自宅へ戻ったが、家族の都合(介護者の体調不良)により同日に再入所した。退所時に送迎し、再入所時も送迎を行っているが、いずれも送迎加算が算定できるか。	原則、送迎に関しては、入退所の日に、「利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要」と認められる場合に算定することができるとされているので、入所時及び退所時のそれぞれについて送迎加算を算定できる。 なお、入退所以外の日に住居と事業所との間の送迎を行う場合には、その必要性を十分に勘案し判断するものと考えられる。(告示上、入退所に限っているとは言い切れない。)しかしながら、短期入所生活介護を利用中に一時的に自宅に帰宅するための利用を認めてしまうと、理由もなく帰宅させるなど不適切な運用が生じる可能性があるため、よく必要性を勘案の上、判断するべきである。
5	短期入所	(追加)加算	入院先から居宅に戻らず、そのままショートステイを利用する場合、送迎加算を算定できるか。	算定できない。加算の要件上、「居宅と事業所との間の送迎」となっているため。
6	短期入所	30日ルール	ショートステイ30日連続利用について、31日目は自費だが、31日目にA事業所を退所してB事業所を入所した場合、A事業所だけ自費なのか？それともA事業所とB事業所両方自費なのか？	A事業所は自費になるが、B事業所は介護保険で算定ができる。
7	短期入所	ロングショート	1人暮らしで生活に不安を感じている100歳の高齢者が短期入所を希望し、3ヶ月続けて同一事業所でショートステイを利用している。家には帰りたくないということで介護度1であるが、特別養護老人ホームに入所できるまでロングショートしてもよいか。	質問の場合は他の在宅サービスを組み合わせる在宅継続ができないか検討をしていないし、短期入所利用が想定している家族の介護負担軽減などの必要性が認められないため、ロングショートは認められない。介護度の軽い方で、1人暮らしに不安を抱かれる方にはケアハウスなどを勧められたい。また、利用者の不安を解消するために、どのようなプランがよいか、もう少し在宅サービス等について相談に乗ることも必要だと考える。

8	短期入所	ロングショート	ロングショートできるのは、どのような場合か。	本来、ショートステイの計画位置付けは、認定有効期間の概ね半数というルールから、月15日程度となる。しかし、利用者や家族のやむを得ない理由により、ある一定の期間のみ長くなってしまう場合、その理由を経過支援記録等に残し、プラン変更及びこれに伴うサービス担当者会議が必要となる。この場合、他の月で調整し認定期間の概ね半数にする必要があるため、他の月で調整できない理由等あれば保険者に相談しなくてはならない。 また、緊急避難のためにショートステイを利用し、行き場がないまま概ね半数が近づいている場合なども保険者に相談する必要がある。その際、特養・老健・グループホーム等の施設に申し込んでいるか、どの程度待機期間が見込まれるかなどの具体的方策がないと一律に認めることはできない。 なお、認定有効期間の半数と比較する利用日数とは、保険給付の対象となる利用日数であり、支給限度額を超えた利用日数と30日ルールの翌日分は含めないため、サービス利用票別表で確認すること。
9	短期入所	その他	緊急短期入所受入加算にかかるショートの利用時、4日以上の利用であれば短期入所生活介護計画を作成する必要があるか。	緊急に受け入れたものであるが、4日以上の利用であれば通常のとおりアセスメントしたうえで短期入所生活介護計画を作成する必要がある。また、延長して4日以上になった場合も同様の取り扱いとする。
10	短期入所	その他	区分支給限度額を超えた自費利用のショートステイ利用日について負担限度額は適用になるか。また、31日目の自費利用についてはどうか。	介護保険法第51条の3より「短期入所生活介護等の指定居宅サービスを受けたときに特定入所者介護サービス費を支給する」とされている。自費利用については短期入所生活介護費が算定できない(介護保険対象外である)ため、負担限度額についても適用対象外となる。なお、31日目の自費利用についても、同様に対象外。
11	短期入所	その他	短期入所生活介護の利用中に往診を受けられるか。また、訪問診療は受けることができるか。短期入所療養介護の場合はどうか。	短期入所生活介護の場合、往診を受けることができる。訪問診療は、短期入所生活介護利用前30日以内に居宅にて訪問診療を行い、短期入所利用開始後30日までの間に入所先での訪問診療となった場合には、医療保険での算定が可能(「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」保医発0330第2号別紙1※10参照)であり、受けることができる。 短期入所療養介護については、往診が併設保険医療機関以外の場合は、受けられる。また、訪問診療は受けることができない。
12	短期入所	その他	定期的な通院が必要な利用者が、短期入所利用中にその通院を行うことはできるか。	短期入所生活介護は利用できる。 短期入所療養介護については、事業所の医師が利用者の状況から、事業所では必要な医療を提供することが困難で通院が必要と判断した場合に限り、通院できる(保険請求に制約があることに留意)。
13	短期入所	その他	短期入所利用中に、家族が来所してインスリン注射等を行うことはできるか。	自己注射や事業所側で対応できない場合は、家族が来所してインスリン注射等を行うことができる。
14	短期入所	その他	短期入所中、入所施設の医師に往診してもらい、居宅療養管理指導を算定できるか。	居宅療養管理指導が算定できるのは居宅のみであり、短期入所施設を訪問しても算定することはできない。

15	短期入所	その他	<p>家族が2週間入院するため、その間ショートステイを利用することとなった。しかし、入所当日、9時に入所したものの利用者が短期入所の事業所で滞在することを拒否したため、予定を変更して17時に帰宅した。結果、2週間、利用者は家族の入院する病院に泊まらせてもらうことになった。この場合、請求はどうか。</p>	<p>ケアプラン上にショートステイの利用が位置づけられており、17時まではショートステイの事業所で日常生活上の世話を行っているのであれば、1日分を算定して差し支えない。この場合、滞在中提供したサービスの記録を残しておくこと。</p> <p>なお、例えば、ショートステイの事業所に到着しバイタル確認直後に、体調不良などで外部医療機関を受診することになり、受診後に即帰宅した場合は、短期入所の事業所で実施されたサービスはバイタルの確認だけあり、日常生活上の世話を行ったとはいえ、報酬を算定することはできない。また、本体報酬を算定しない場合は送迎加算なども算定できない。</p>
----	------	-----	--	--